

伊勢市バリアフリー基本構想 【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】 (案)

令和5年 月



目次

第1章 バリアフリー基本構想とは

1. 背景と目的
2. 位置づけ
3. 基本理念と基本方針
4. バリアフリー法における基本構想について
5. 目標年次

第2章 重点整備地区

1. 重点整備地区の選定
2. 重点整備地区の課題
3. 生活関連施設、生活関連経路および重点整備地区の区域の設定

第3章 特定事業等

1. 整備目標時期
2. 特定事業
3. その他の事業

第4章 バリアフリー化の推進に向けて

参考資料

第1章 バリアフリー基本構想とは

1. 背景と目的

わが国では、急速な高齢化が進むとともに、総人口は平成20年（2008年）をピークに減少に転じており、今後、さらに少子高齢化が加速していくものとみられています。

このような社会的背景の下、高齢者・障がい者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を推進することを目的として、平成18年（2006年）12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定されました。

平成30年（2018年）5月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として共生社会等の実現を図るため、バリアフリー法の一部が改正され、市町村が移動等円滑化促進方針（以下「バリアフリーマスタープラン」という。）を定める制度が新たに創設されました。

伊勢市（以下「本市」という。）においても少子高齢化が進行する中、障がい者人口も増加の傾向にあります。また、全国でも有数の観光地であり、多様化する観光ニーズに対応することも大きな課題となっています。このため本市は、令和3年（2021年）2月に、これらの社会背景や新たな制度の創設、これまでの本市における取り組みを受けて、市内の特にバリアフリー化が必要である地区において、計画的な整備を推進することにより、高齢者・障がい者等が容易に移動でき、誰もが安全・安心に過ごせるまちを実現することを目的とした、「伊勢市バリアフリーマスタープラン（伊勢市移動等円滑化促進方針）」を策定しました。

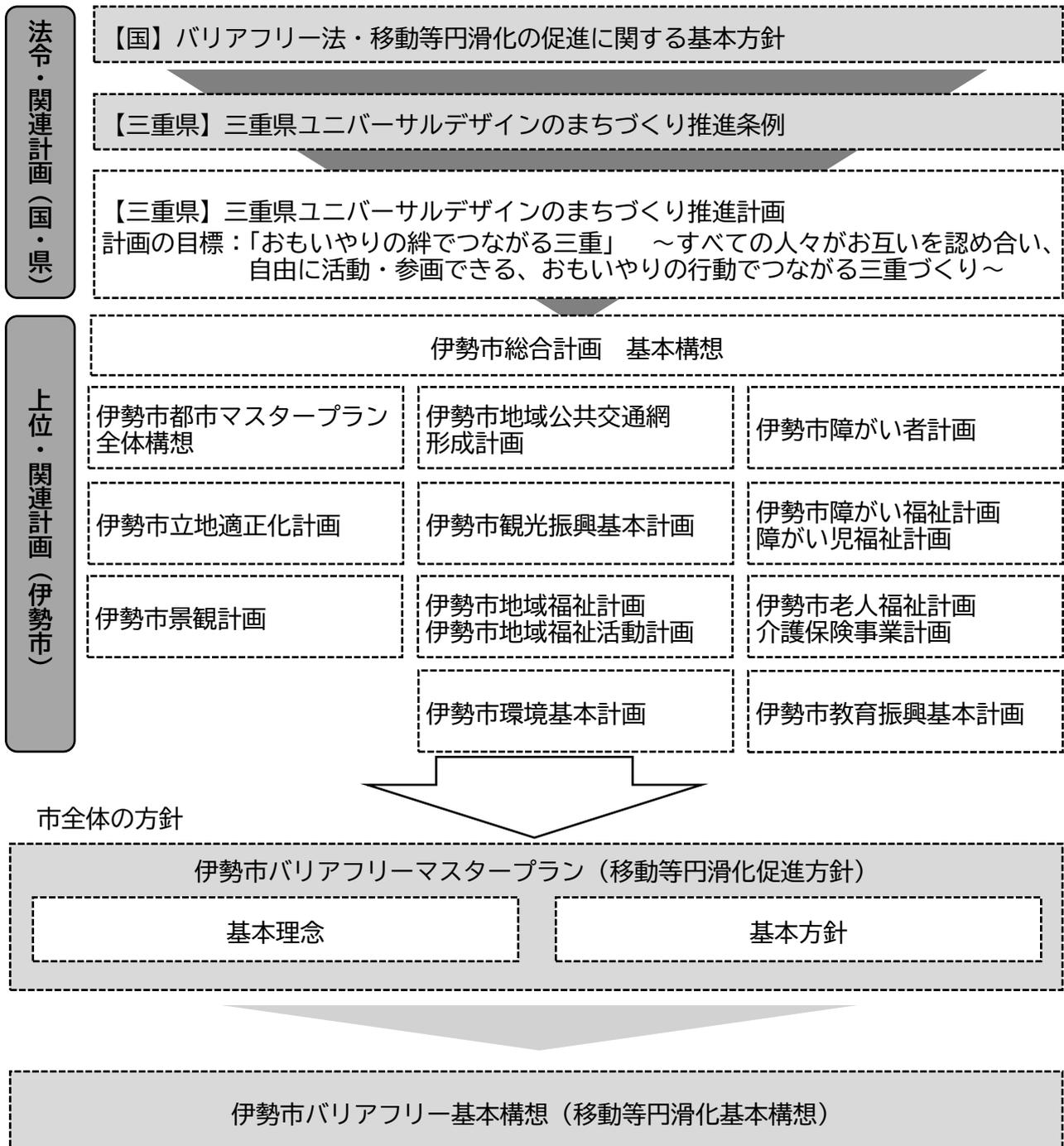
また、バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法に規定されている「移動等円滑化基本構想」となるものです。バリアフリーマスタープランにより示された、市全体の面的・一体的なバリアフリー化の基本理念や基本方針を基に、具体的な事業計画を作成します。

この度、伊勢市バリアフリーマスタープランにおいて移動等円滑化促進地区に指定している「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」について、具体的な事業計画を作成し、効率的・効果的なバリアフリー化を進めることを目的に、「伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】」（以下「本基本構想」という。）を策定します。

2. 位置づけ

本基本構想は、バリアフリー法第 25 条に規定されている「移動等円滑化基本構想」となるものです。本市の上位計画である伊勢市総合計画や、関連計画である伊勢市都市マスタープラン、伊勢市地域福祉計画、伊勢市観光振興基本計画などの他、三重県の条例や関連計画との整合を図ります。

また、伊勢市バリアフリーマスタープランにより示された、市全体の面的・一体的なバリアフリー化の基本理念や基本方針を基に、具体的な事業計画を作成します。



3. 基本理念と基本方針

「伊勢市バリアフリーマスタープラン」の基本理念と基本方針を踏襲し、市全体として一つの理念のもと、地域特性に合わせたバリアフリー化を推進していきます。

基本理念	市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり
基本方針1	<p>■快適に移動できる、連続したバリアフリー空間の整備</p> <p>誰もが快適に移動するため、駅や公共施設などの拠点だけでなく、拠点同士を繋ぐ経路についても、国・県・市・事業者が連携を図りつつバリアフリー化を推進し、各拠点を中心にバリアフリー化された経路をネットワークとして確保することで、高齢者・障がい者等だけでなく来訪者も含めて、誰もが安全に安心して移動できるまちの整備を進めます。</p>
基本方針2	<p>■利用者の安心を考えた、継続的なバリアフリー化の推進</p> <p>バリアフリー整備済みの箇所でも、経年劣化による損傷や利用者にとって使いにくい箇所があるため、生活関連経路の指定や道路補修などに合わせた定期的な修繕・改良を図るとともに、関係団体や当事者などと協力し、既存施設のバリアフリー化を進めます。</p>
基本方針3	<p>■共助のまちづくりへ向けた、分かりやすい情報の充実と住民意識の醸成</p> <p>市民と来訪者が安心・快適に過ごせるまちづくりを進めるため、観光や交通情報、行政や支援団体などの取り組みに関する分かりやすい情報提供を行うとともに、ハード整備でカバーできない部分を市民自らが助け合い、補完する「心のバリアフリー」についても、教育活動や意識醸成、住民マナー向上などソフト面での取り組みを進めます。</p>

4. バリアフリー法における基本構想について

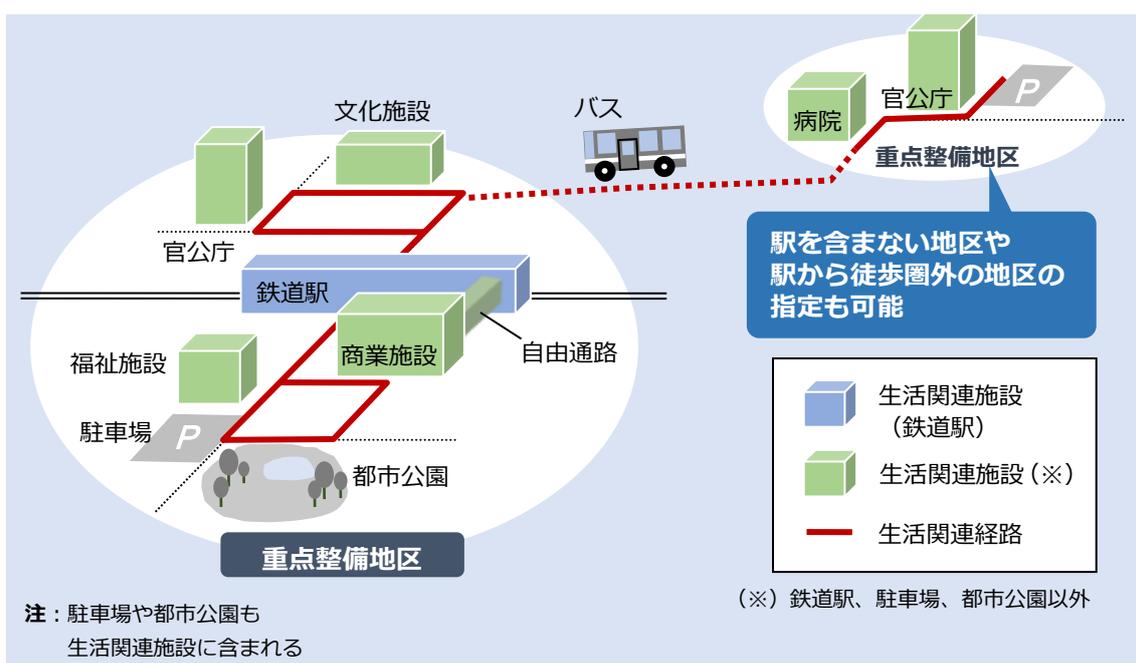
(1) 基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリーマスタープランにて定めた移動等円滑化促進地区の中で設定した重点整備地区において、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が策定するものです。

バリアフリー法においては、新施設等については移動等円滑化基準への適合義務が課せられる仕組みとなっています。このため、基本構想において特定事業を位置づけることにより、基準適合義務が課せられない既存の施設等についてのバリアフリー化を進めることが期待されます。

【基本構想において定める主な事項】

- 重点整備地区
移動等円滑化促進地区の中で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区
- 生活関連施設
鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、公園など、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設
- 生活関連経路
生活関連施設相互の経路（それらの間の移動は通常徒歩で行われること）
- 特定事業その他移動円滑化のための事業
生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するもの



重点整備地区のイメージ

(2) 特定事業の内容

バリアフリー法において、特定事業の内容は以下のように定められています。

種類	内容
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定旅客施設（※1）におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更 ● 特定車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）
道路特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置 ● バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備
都市公園特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備
建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別特定建築物（※2）におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 ● 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通安全特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識または道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等） ● バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）
教育啓発特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障がい当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等） ● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く。）（障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示等）

(※1) 特定旅客施設とは

旅客施設のうち、利用者が相当数であること、または相当数であると見込まれるもので、次の要件に該当するものを言います。

- 一日当たりの平均利用者数が5,000人以上
- 旅客施設を利用する高齢者または障がい者の人数が、一定数以上いること
(計算式が国土交通省令・内閣府令・総務省令により定められている。)
- 当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること

(※2) 特別特定建築物とは

不特定かつ多数のものが利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして、以下のものが政令により定められています。

- 特別支援学校
- 病院または診療所
- 劇場、観覧場、映画館または演芸場
- 集会所または公会堂
- 展示場
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ホテルまたは旅館
- 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署
- 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
- 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)もしくはボーリング場または遊技場
- 博物館、美術館または図書館
- 公衆浴場
- 飲食店
- 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの
- 自動車の停留または駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- 公衆便所
- 公共用歩廊

5. 目標年次

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第 25 条の 2 により、おおむね 5 年ごとに重点整備地区における特定事業その他の事業の実施状況についての調査、分析および評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて内容を変更するものとされています。

伊勢市バリアフリーマスタープランにおいては、令和 17 年度（2035 年度）を目標年次とし、おおむね 5 年ごとに評価を実施し、必要に応じて見直しを行うこととしています。

これらを踏まえ、本基本構想においては、令和 9 年度を目標年次とし、おおむね 5 年ごとに評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 重点整備地区

1. 重点整備地区の選定

(1) 重点整備地区とは

重点整備地区とは、バリアフリーマスタープランにおける移動等円滑化促進地区の中で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区です。



移動等円滑化促進地区と重点整備地区のイメージ

(2) 重点整備地区の選定

伊勢市バリアフリーマスタープランでは、バリアフリー法で定められた移動等円滑化促進地区の各要件と伊勢市バリアフリー基本構想【五十鈴川駅周辺地区】策定時の重点整備地区の考え方を踏まえ、「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」「二見浦駅周辺地区」「五十鈴川駅周辺地区」の3地区を移動等円滑化促進地区に決めました。

本基本構想では、移動等円滑化促進地区のうち「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」について、重点整備地区を位置づけ、効率的・効果的なバリアフリー化を進めていきます。

2. 重点整備地区の課題

(1) まち歩き（現地確認）の概要

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区の現状把握と課題抽出を目的として、まち歩き（現地確認）を実施しました。

ルート以外の箇所については、三重県及び伊勢市の担当者が事前に確認を行いました。

■まち歩き（現地確認）の概要

日時	令和4年8月5日 午前9時30分～午前12時	
参加者	参加者合計	27名
	●伊勢市バリアフリー基本構想策定協議会委員	15名
	●上記委員の随行	2名
	●市職員（車いす利用者）	1名
	●伊勢市（都市計画課、観光振興課）	9名



道路の舗装状況の確認



歩道の幅員の確認

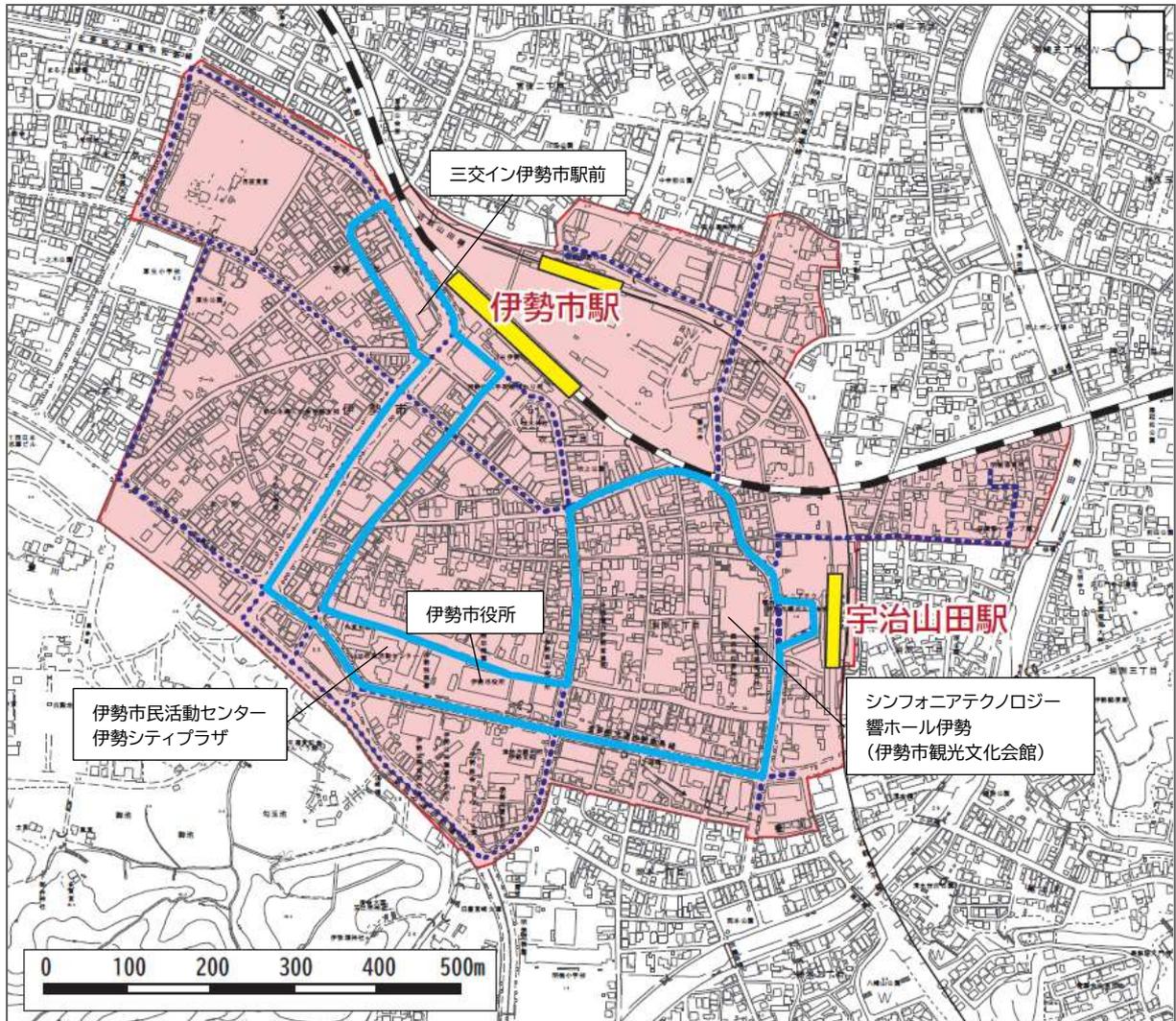


券売機の確認



路線案内図等の確認

■まち歩き（現地確認）ルート



凡 例	
	移動等円滑化促進地区（マスタープラン）
	生活関連経路（マスタープラン）
	まち歩き（現地確認）ルート

※まち歩き（現地確認）ルート以外の生活関連経路については、三重県・伊勢市の担当者により現地確認を実施。

(2) 地区の課題

現地調査の結果から抽出した地区の課題について、移動等円滑化基準等を満たしていない事項と、それ以外に気付いた点（委員からの意見・提案など）とに分けて整理します。

「移動等円滑化基準等を満たしていない事項」については、バリアフリー法およびUD条例に基づく整備基準に基づき、整理します。

①道路（県道）

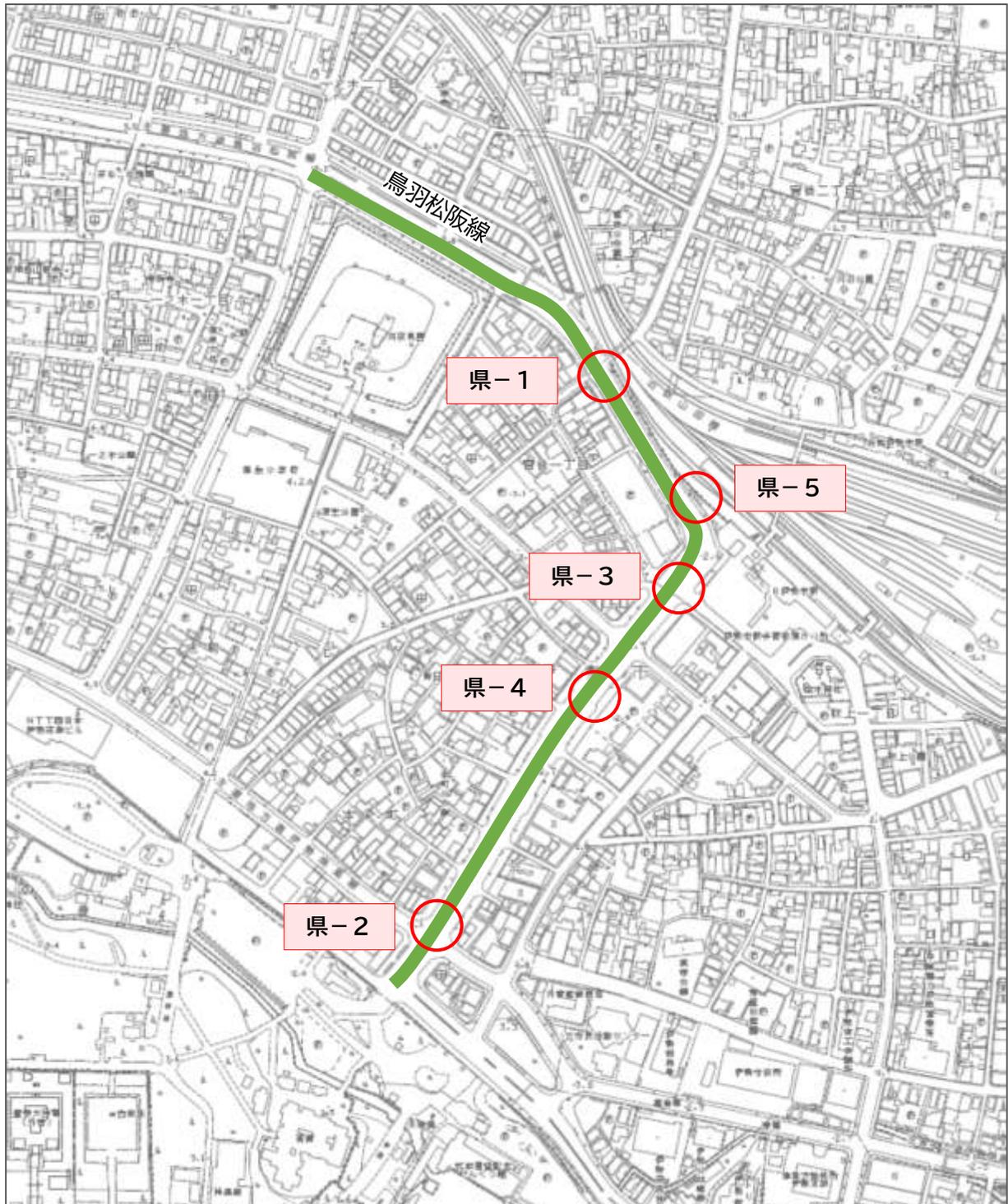
【課題】

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
鳥羽松阪線	全区間	歩道（舗装）	—	凸凹、ブロックの隙間、ひび割れなどが生じている。
	全区間	歩道（段差）	—	道路接続部の歩道の始点・終点に段差がない。
	県－1	歩道（段差）	—	段差・勾配があるため歩道への乗り上げが困難。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	JIS T9251 に適合していないものがある。	舗装と同色で分かりづらい。 種類の異なるブロックが混在している。 歩道間でブロックが途切れる。
	全区間	排水施設	—	グレーチングの目が粗い。
	県－2	横断歩道	—	エスコートゾーンが劣化している。
	県－3	信号機	—	長い横断歩道だが青信号延長ボタンがなく、歩行困難者は渡り切れない。
	県－4	その他	—	車の出入りが多く危険。 「歩行者注意」の看板など注意喚起が必要。
	県－5	その他	—	駐輪場があるため自転車の通行量が多い。

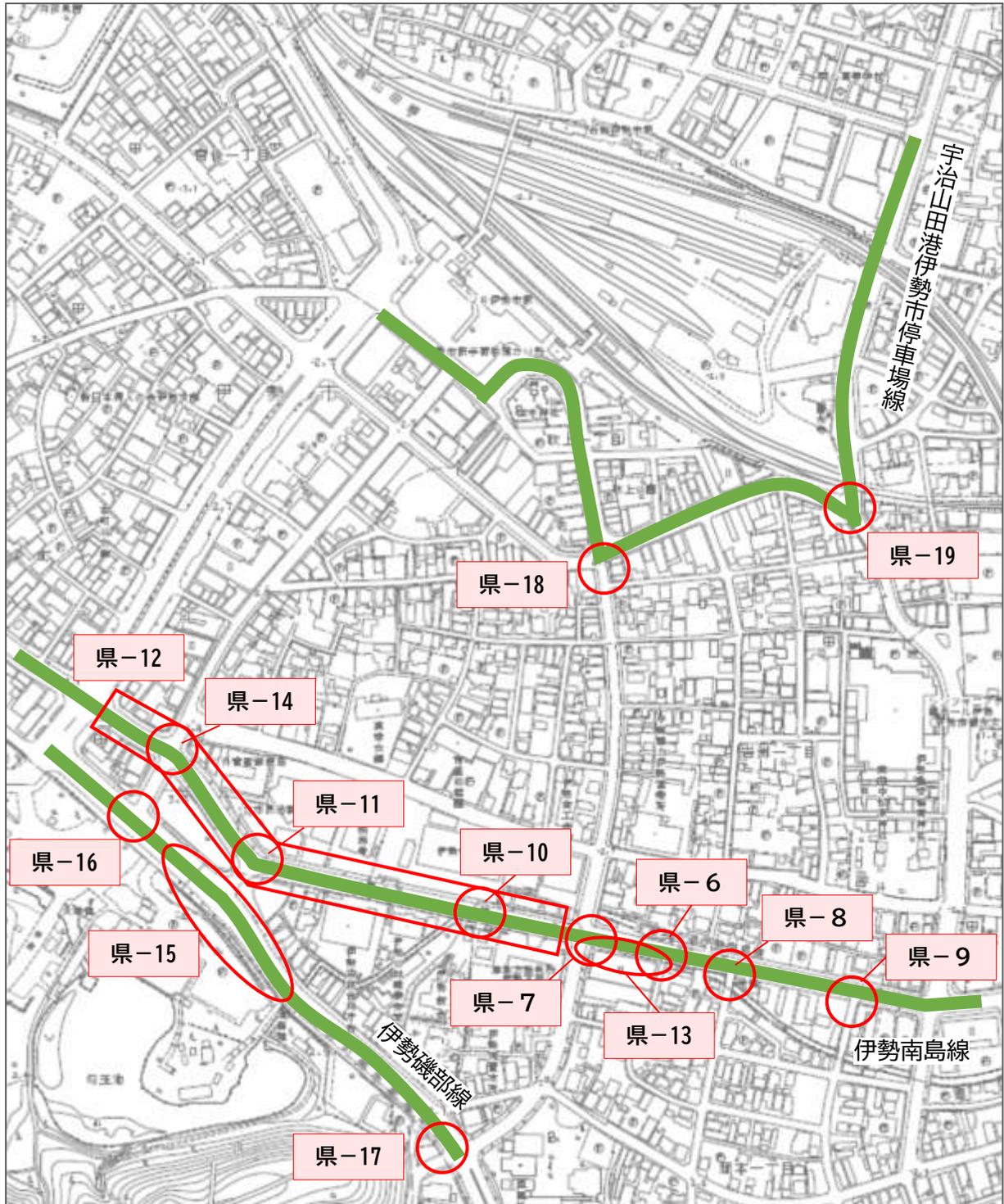
路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
伊勢南島線	全区間	歩道（舗装）	—	凸凹、ブロックの隙間、ひび割れなどが生じている。
	全区間	歩道（幅員）	—	横2列に人が歩いていると車いすは通れない。
	県-6	歩道（幅員）	—	歩道橋の脚の部分の幅員が狭い（約95cm）。
	全区間	歩道（段差）	—	歩道と側溝の間に段差がある。
	県-7	歩道（段差）	—	横断歩道前の段差が大きい。
	県-8、 県-9	歩道（段差）	—	道路接続部の歩道の始点・終点に段差がない。
	県-10、 県-11	歩道（勾配）	—	縦断勾配（県-10）、横断勾配（県-11）がきつい。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	誘導ブロックと警告ブロックの設置方法が場所により異なる。
	県-12	視覚障がい者誘導用ブロック	設置されていない。	—
	県-13	視覚障がい者誘導用ブロック	—	ブロックの横に植え込みがある。
	全区間	排水施設	—	グレーチングの目が粗い。側溝のふたが欠けている部分がある。
	県-14、 全区間	横断歩道	—	エスコートゾーンが設置されていない。
	県-9	案内看板等	—	歩道の動線上に道路標識があり、通行の妨げとなる。
	全区間	その他	—	駐車場への出入り口が多い。車が横切ることが多い。横から出てくる道が多い。防護柵が必要と思う箇所がある。路上駐車がある。歩道と車道の上に溝があり、水・砂・ゴミなどが溜まる。

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
伊勢磯部線	県-15	視覚障がい者誘導用ブロック	設置されていない。	—
	県-16	視覚障がい者誘導用ブロック	横断歩道前に設置されていない。	—
	県-16	横断歩道	—	エスコートゾーンが設置されていない。
	県-17	横断歩道	—	歩行者防護用ボラードが視覚障がい者ブロックに食い込んで設置されている。
宇治山田港伊勢市停車場線	県-18	歩道（段差）	—	横断歩道前の段差が大きい。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道のない道路の一部区間に設置されている。
	全区間	排水施設	—	グレーチングの目が粗い。
	県-19	その他	—	歩行者・軽車両の横断・通行が困難。

■ 県道に関する課題 位置図①（鳥羽松阪線）



■ 県道に関する課題 位置図②（伊勢南島線、伊勢磯部線、宇治山田港伊勢市停車場線）



【現地の状況（抜粋）】



歩道（鳥羽松阪線）
視覚障がい者誘導用ブロックの色が舗装と
同色で分かりづらい。



歩道（鳥羽松阪線：県-2）
種類の異なる視覚障がい者誘導用ブロック
が混在している。



歩道（伊勢南島線）
凸凹、ブロックの隙間、ひび割れなどが生
じている。



歩道（伊勢南島線）
グレーチングの目が粗い。



歩道（伊勢南島線：県-6）
歩道橋の脚の部分の幅員が狭い。



歩道（伊勢磯部線：県-16）
歩行者防護用ボラードが視覚障がい者誘導
用ブロックに食い込んで設置されている。

②道路（市道）

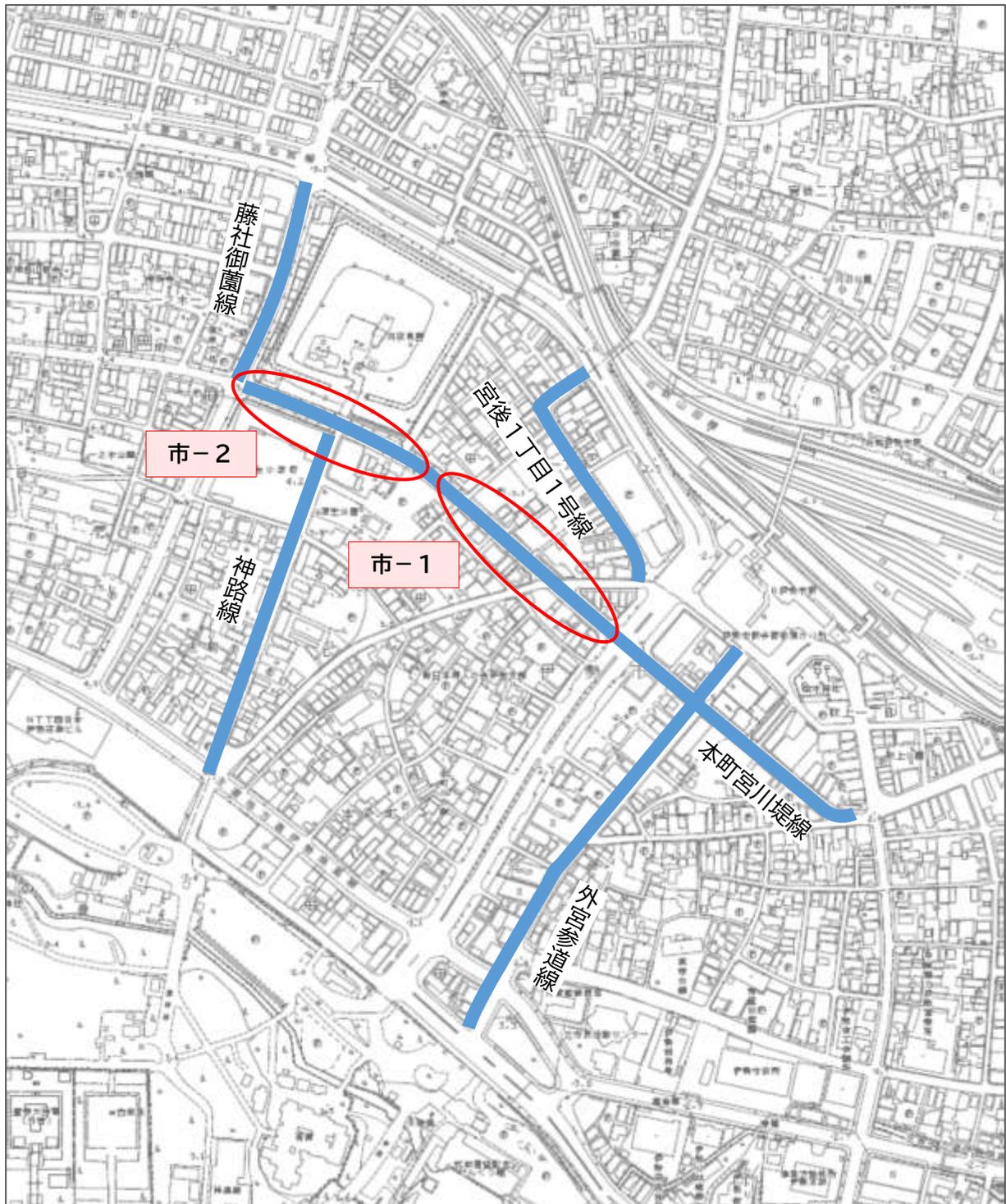
【課題】

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
外宮参道線	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
	全区間	その他	—	路上駐車が多い。
宮後1丁目1号線	全区間	舗装	—	雨でもすべりにくい素材 →白杖もすべりづらく、使いづらい。
	全区間	段差	—	歩行空間と車道部分の間に段差を設けると視覚障がい者も安全になる。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
	全区間	その他	—	歩行空間に電柱がある。 路上駐車が多い。 車通りが意外と多い。
本町宮川堤線	市-1	視覚障がい者誘導用ブロック	設置されていない。	—
	市-2	視覚障がい者誘導用ブロック	—	側溝の真横に設置されている。
藤社御園線	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	側溝の真横に設置されており、側溝上に置かれたものにぶつかる危険性がある。
神路線	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
世木社文庫線	全区間	歩道（舗装）	—	少し凸凹が生じている。
	市-3	視覚障がい者誘導用ブロック	—	側溝の真横に設置されている。
	市-4	信号機	—	歩行者用信号機がない。

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
岡本吹上線	市-5、 市-6	歩道（段差）	—	歩道と車道の段差が大きく、バス等に乗降する際に配慮が必要。【※マウントアップの道路構造上、解消は困難】
	市-6	歩道（勾配）	—	車道から歩道への乗入れ口の勾配がきつい。【※歩道の平場を確保した結果急勾配となったもので、解消は困難】
	市-7	歩道（勾配）	—	横断勾配がきつい。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	ブロックの劣化、色あせがある。
	全区間	排水施設	—	側溝の蓋の手掛けに杖がはまる。
	全区間	横断歩道	—	エスコートゾーンが設置されていない。
	市-8	横断歩道	—	砂が溜まっており危険。
	市-9	信号機	—	青信号延長ボタンがない。
	全区間	案内看板等	—	バス乗り場に音声案内もあるとよい。
	全区間	その他	—	緊急ボタンをいつ押して良いか分からない。学校等で指導はされているのか。
岩淵吹上4号線	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
吹上2丁目6号線	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
	全区間	その他	—	幅員が狭く、バリアフリー化が困難。
北口線	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。

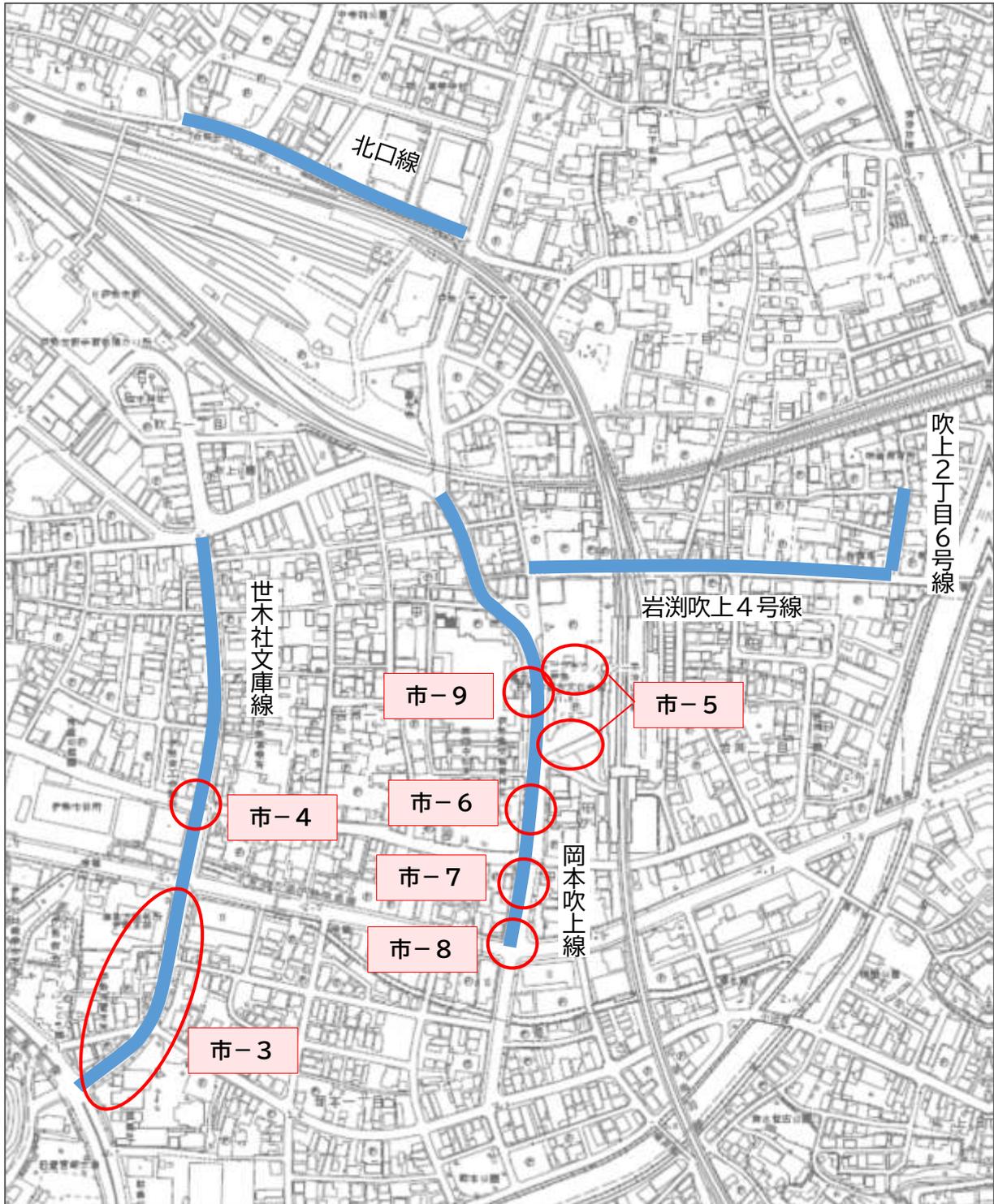
■市道に関する課題 位置図①

(外宮参道線、宮後1丁目1号線、本町宮川堤線、藤社御園線、神路線)



■市道に関する課題 位置図②

(世木社文庫線、岡本吹上線、岩渕吹上4号線、吹上2丁目6号線、北口線)



【現地の状況（抜粋）】



道路（外宮参道線）
歩道がなく、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。



道路（外宮参道線）
路上駐車が多い。



歩道（本町宮川堤線：市-1）
視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。



歩道（岡本吹上線：市-5）
歩道と車道の段差が大きい。

③ J R 伊勢市駅

【課題】

項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
連絡通路 (近鉄と共通)	—	近鉄側に向かって上り坂となっており、傾斜がきつい。
ホーム	—	傾斜がある。 ※車いすの方は駅員が補助する
券売機	—	車いす利用者には設置位置が高い。 ※券売機横に呼び出しボタンがあり、駅員を呼べる

【現地の状況（抜粋）】



ホーム
傾斜がある。



券売機
車いす利用者には設置位置が高い。

④近鉄 伊勢市駅

【課題】

項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
連絡通路 (JRと共通)	—	近鉄側に向かって上り坂となっており、傾斜がきつい。
エレベーター	—	観光客が多いため、キャリーバックを持った方などが並ぶことがある。
ホーム	—	線路に向かって下りの傾斜がある。 ※車いすの方は駅員が補助する ※エレベーター内に注意喚起あり
券売機	—	蹴込みの奥行が狭く、身体を斜めにしないといけない。 車いす利用者には設置位置が高い。 ※券売機横にカメラ付きインターホンがあり、駅員が対応してくれる ※北口は駅員が近くにいる
スロープ	—	北口の改札側のスロープの勾配がきつい。 駐輪場側のスロープ(伊勢市管理)の手すりに点字がない。

【現地の状況(抜粋)】

	
<p>券売機 蹴込みの奥行が狭く、身体を斜めにしないといけない。</p>	<p>スロープ(改札側) 勾配がきつい。</p>

⑤近鉄 宇治山田駅

【課題】

項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
入口・扉	—	自動ドアはあるが気付きにくい。 売店側にも自動ドアがあるとよい。 避難通路への案内用視覚障がい者誘導用ブロックがない。
エレベーター	—	音声案内、浮き出し文字なし。 低いほうのボタンに点字がない。
ホーム	—	階段部分の壁と柱の隙間が狭く、車いすは通れない。線路側は通れるが、(特に人がいると) 危険。 乗降場所(車両ドアの位置)がわからない。
トイレ	—	男女で開閉ボタンが異なる。(ボタン2つ(開/閉)と1つ(開閉)) 出るときにトイレ内の閉ボタンを押すと鍵がかかってしまう。
券売機	—	車いす利用者には設置位置が高い。 対人の切符売り場に蹴込みがない。
路線案内図・料金表・時刻表	—	見上げるのが大変。 平日でも休日用も電気が点いているため、見間違う。

【現地の状況(抜粋)】



対人切符売り場
蹴込みがない。



路線案内図・料金表・時刻表
見上げるのが大変。平日でも休日用も電気が点いているため、見間違う。

3. 生活関連施設、生活関連経路および重点整備地区の区域の設定

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区は、多数の公共・公益施設や商業施設、金融機関など、生活に密接した施設が立地しています。また、複数のホテルも立地し、神宮（外宮）にも近いため、来訪者も多い地区です。

このため、市民の生活動線および来訪者の観光動線を考慮し、一体的にバリアフリー化を進めていく必要があることから、伊勢市バリアフリーマスタープランに定める生活関連施設および生活関連経路を、本基本構想における生活関連施設および生活関連経路に位置づけます。また、移動等円滑化促進地区の全域を重点整備地区として位置づけます。

①生活関連施設

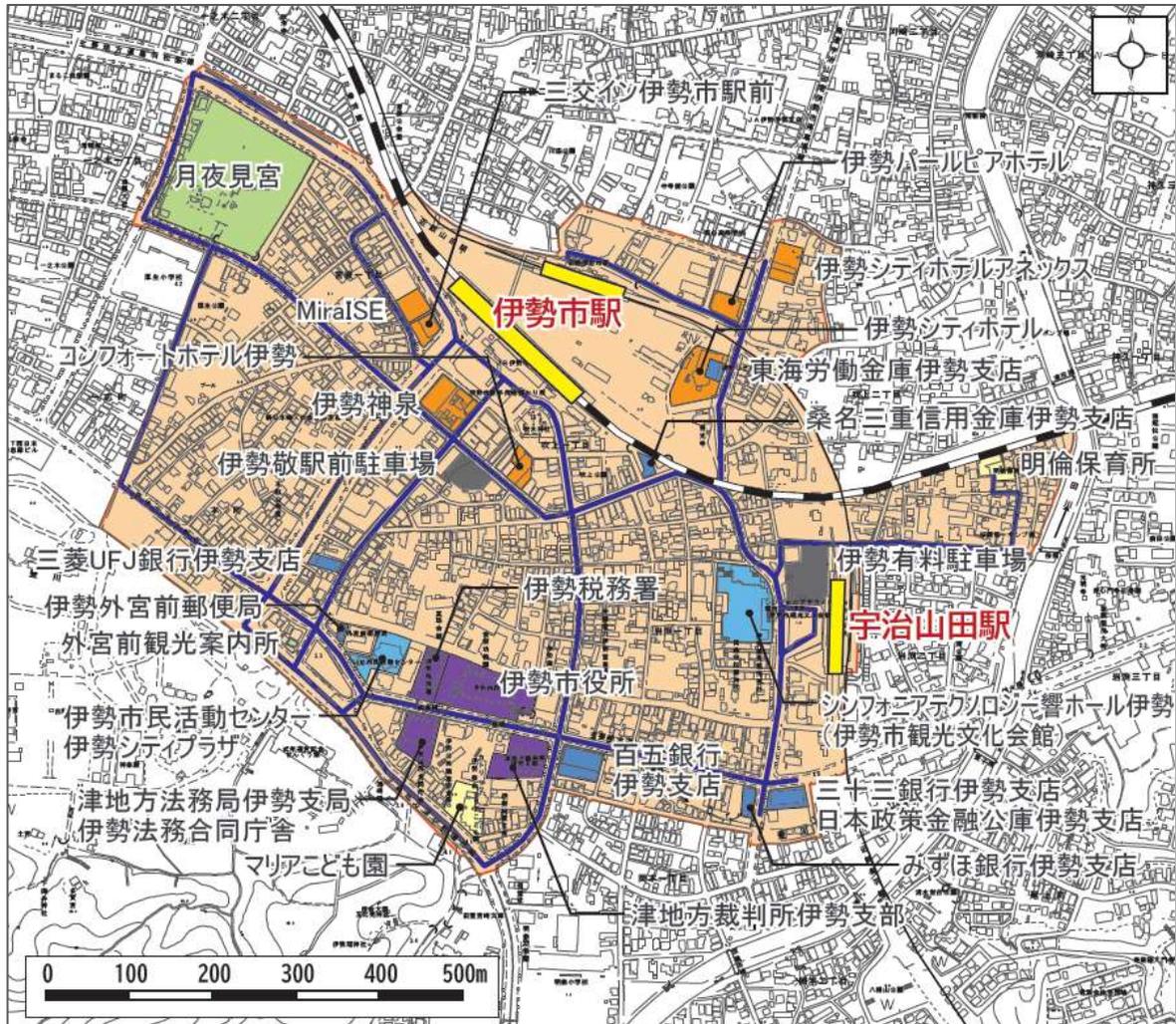
項目	施設名
旅客施設	伊勢市駅（JR・近鉄）、宇治山田駅（近鉄）
官公庁	伊勢市役所、津地方裁判所伊勢支部、津地方法務局伊勢支局、伊勢税務署、伊勢法務合同庁舎
金融機関等	三十三銀行伊勢支店、みずほ銀行伊勢支店、百五銀行伊勢支店、日本政策金融公庫伊勢支店、三菱UFJ銀行伊勢支店、桑名三重信用金庫伊勢支店、東海労働金庫伊勢支店、伊勢外宮前郵便局
商業施設	伊勢神泉、伊勢シティホテルアネックス、伊勢パールピアホテル、伊勢シティホテル、コンフォートホテル伊勢、三交イン伊勢市駅前
子育て支援施設	マリアこども園、明倫保育所
教育文化施設	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（伊勢市観光文化会館）、伊勢市民活動センター、伊勢シティプラザ
観光施設	月夜見宮、外宮前観光案内所
路外駐車場	伊勢敬駅前駐車場、伊勢有料駐車場

②生活関連経路

項目	道路名
県道	鳥羽松阪線、伊勢磯部線、伊勢南島線、宇治山田港伊勢市停車場線
市道	北口線、岡本吹上線、岡本岩淵3号線、外宮参道線、本町宮川堤線、世木社文庫線、宮後1丁目1号線、藤社御園線、吹上2丁目6号線、吹上2丁目7号線、岩淵吹上4号線、神路線、外宮二見線

③重点整備地区

■重点整備地区 区域図



凡例	
	生活関連経路
	旅客施設
	官公庁
	金融機関等
	商業施設
	子育て支援施設
	教育文化施設
	観光施設
	路外駐車場
	重点整備地区

第3章 特定事業等

1. 整備目標時期

重点整備地区内において、第2章で示した課題に対応し、生活関連施設および生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に整備していくための特定事業およびその他の事業を位置づけます。

各事業については、各施設設置管理者と協議を行い、具体的な整備事業内容を設定し、内容により短期・長期の2段階で整備目標時期を定めます。

■整備目標時期の設定

短期	令和9年度まで
長期	令和10年度以降

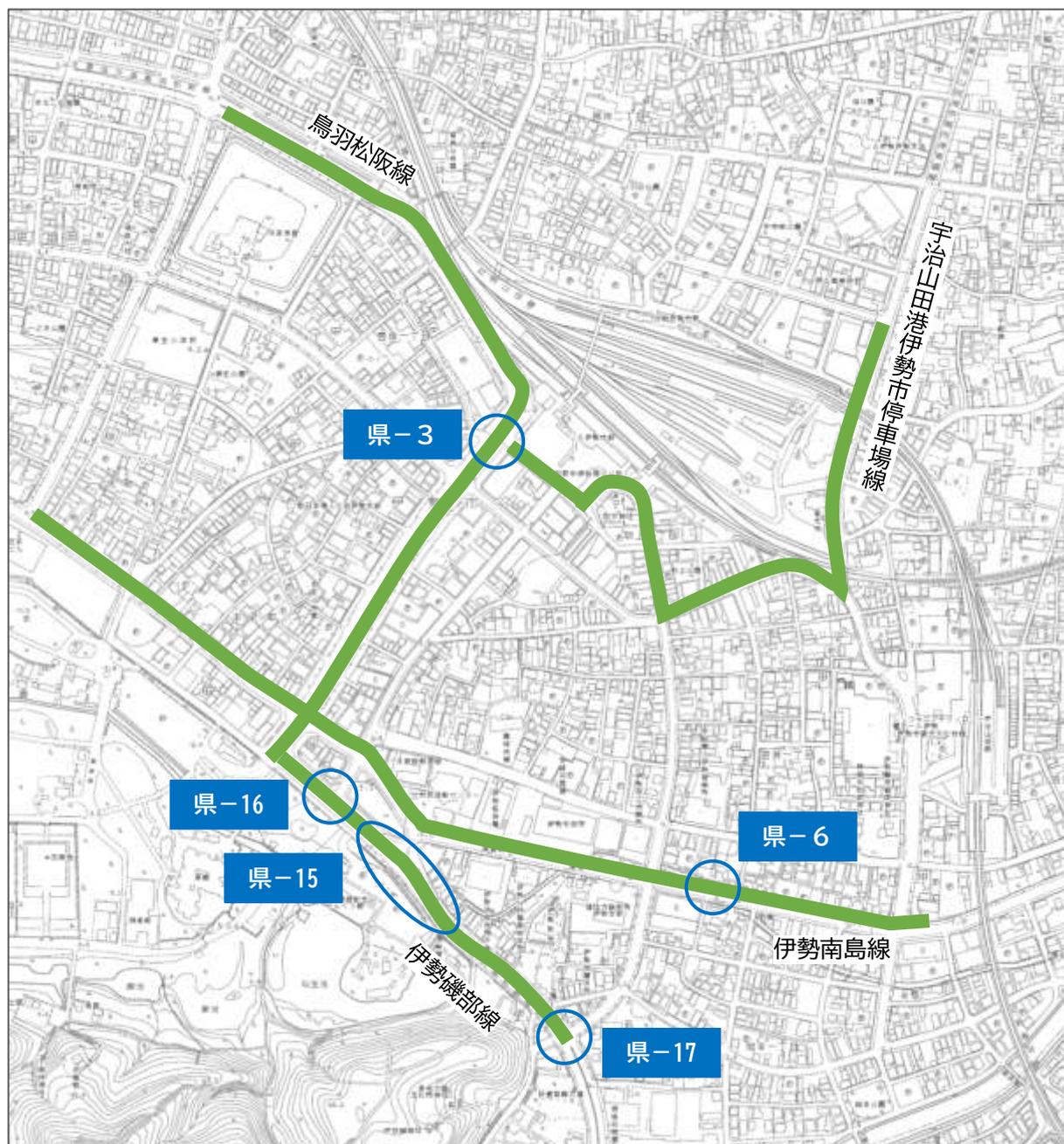
2. 特定事業

(1) 道路特定事業

① 県道

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
鳥羽松阪線	県-3	歩道	段差の解消	三重県	短期
伊勢磯部線	県-15	視覚障がい者 誘導用ブロック	未整備区間への敷設		短期
	県-16		横断歩道前後への敷設		短期
	県-17		横断歩道前後の交通安全施設 との干渉部敷設替え		短期
伊勢南島線	県-6	歩道	幅員の拡幅		長期
	全区間		段差の解消		長期
	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	未整備区間への敷設		長期

■道路特定事業（県道） 位置図

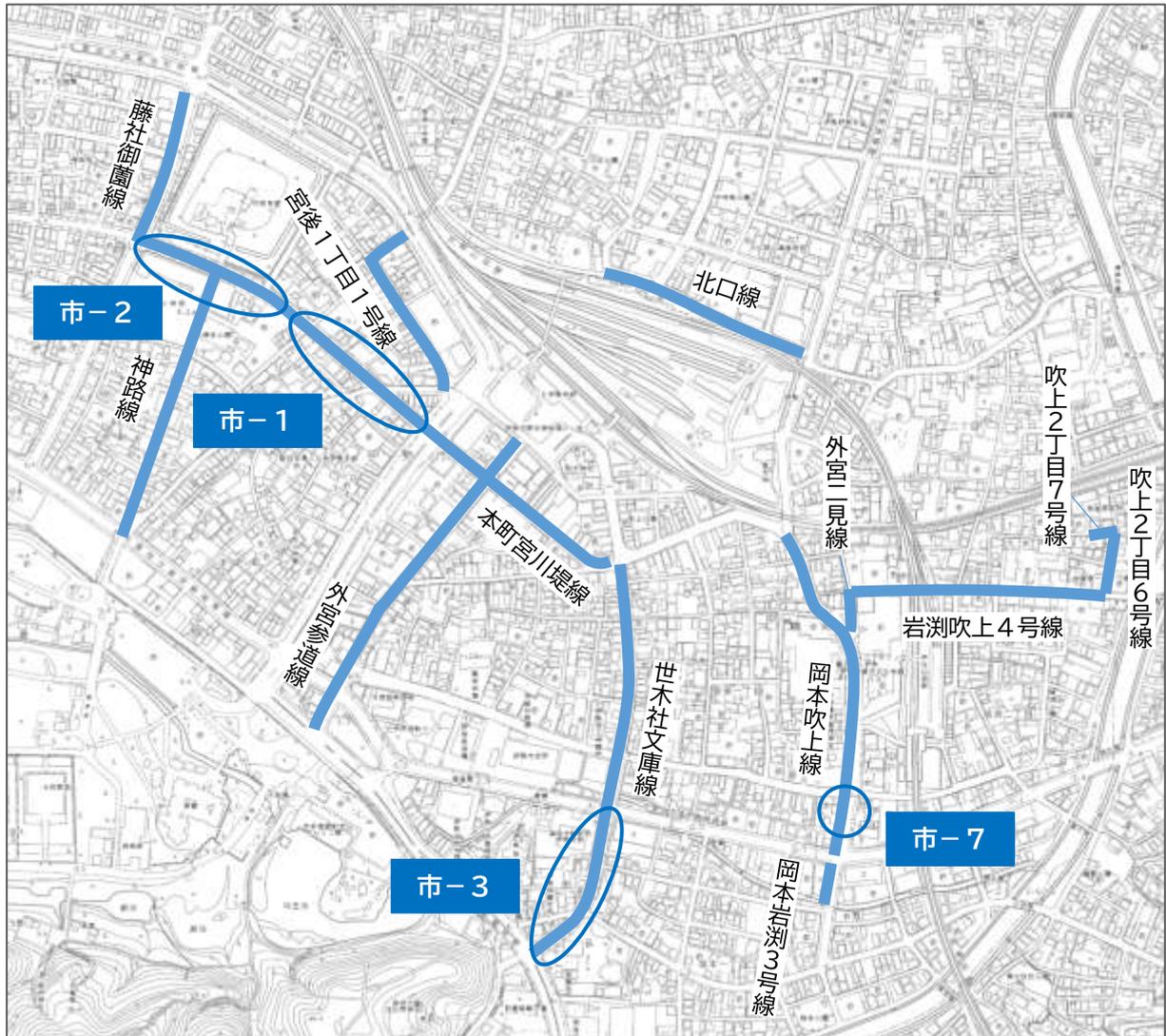


②市道

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
本町宮川堤線	市-1	視覚障がい者 誘導用ブロック	未整備区間への敷設	伊勢市	短期
	市-2		敷設位置の変更 (道路端から中央付近へ)		短期
藤社御園線	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	敷設位置の変更 (道路端から中央付近へ)		短期
世木社文庫線	市-3	視覚障がい者 誘導用ブロック	敷設位置の変更 (道路端から中央付近へ)		長期
岡本吹上線	市-7	歩道	急勾配の解消		短期 (※)
	全区間	歩道・車道間	土砂の撤去		短期 (※)

(※)令和4年度中に実施予定

■道路特定事業（市道） 位置図



(2) 交通安全特定事業

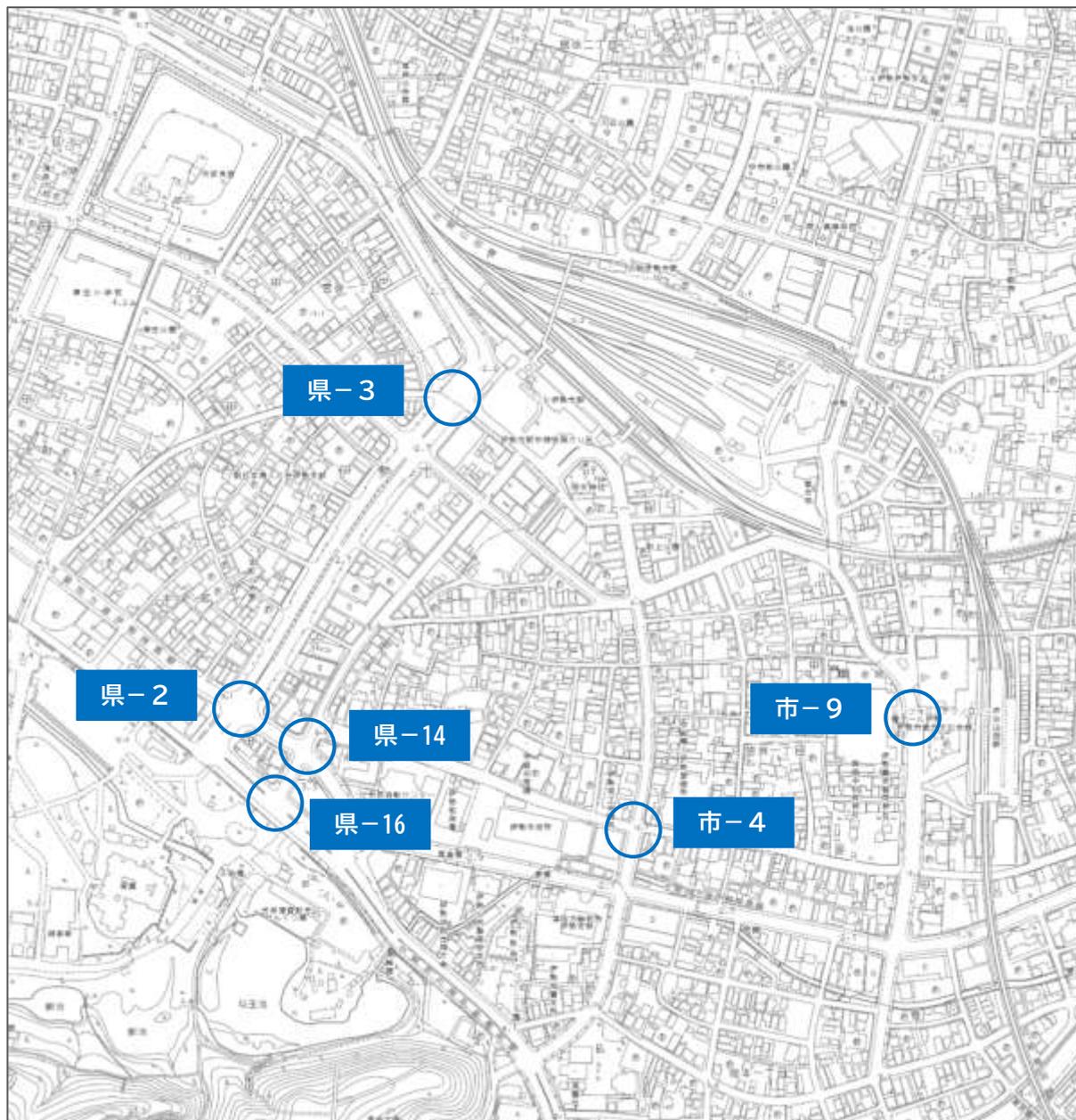
①信号機

路線名	区間	交差点名	事業内容	事業者	時期
鳥羽松阪線	県-3	伊勢市駅西	高齢者等感応信号機 (青信号延長ボタン)の整備	三重県 公安 委員会	短期
世木社文庫線	市-4	伊勢商工会議所前	歩行者用信号の整備		短期
岡本吹上線	市-9	近鉄宇治山田駅前	高齢者等感応信号機 (青信号延長ボタン)の整備		短期

②エスコートゾーン

路線名	区間	交差点名	事業内容	事業者	時期
鳥羽松阪線	県-2	外宮北	エスコートゾーンの整備	三重県 公安 委員会	短期
伊勢南島線	県-14	本町4	エスコートゾーンの整備		短期
伊勢磯部線	県-16	外宮前	エスコートゾーンの整備		短期
岡本吹上線	市-9	近鉄宇治山田駅前	エスコートゾーンの整備		短期

■交通安全特定事業 位置図



3. その他の事業

(1) 施設や設備の更新、維持管理等

現地調査により課題として提示した点について、設備更新時期に合わせた改修のほか、老朽化への対応など適切な維持管理に努めます。

① 道路（県道・市道）

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
外宮参道線	全区間	歩行空間のユニバーサルデザイン化	歩行空間の舗装の改修等によるユニバーサルデザイン化の検討	伊勢市	長期
—	その他 全路線	—	歩道の路面の修繕等、適切な維持管理	三重県 伊勢市	長期

(2) ソフト面での取組

①伊勢バリアフリー観光情報の発信

■概要

障がい者・高齢者の観光客の方に伊勢の観光を満喫していただくため、市内の観光バリアフリー情報を発信しています。伊勢バリアフリー観光情報のホームページから、バリアフリーお宿情報の検索や、バリアフリーマップ（外宮参道／内宮前おはらい町・おかげ横丁）のダウンロードができます。また、必要なバリアフリー情報を落とし込んだ「伊勢バリアフリー・マイマップ」をつくることができます。今後も随時情報を更新し、適切な情報を提供していきます。

●伊勢バリアフリー・マイ宿（バリアフリーお宿情報の検索）

市内の宿泊施設について、車いす対応トイレや入口の段差の有無などのバリアフリー項目による検索機能により、泊まりたいお宿を探し出すことができます。

●伊勢バリアフリーマップ（外宮参道／内宮前おはらい町・おかげ横丁）

「外宮参道」、「内宮前 おはらい町・おかげ横丁」の各店舗のバリアフリー情報を掲載したマップです。上記のホームページからダウンロードできるほか、市内の観光案内所や対象地区の店舗等で配布しています。

●伊勢バリアフリー・マイマップ

「外宮参道」、「内宮前 おはらい町・おかげ横丁」周辺の店舗や施設について、車いす対応トイレや入口の段差の有無などのバリアフリー項目による検索機能により、必要な情報を落とし込んだカスタマイズマップをつくることができます。



②伊勢おもてなしヘルパー（神宮参拝サポート事業）

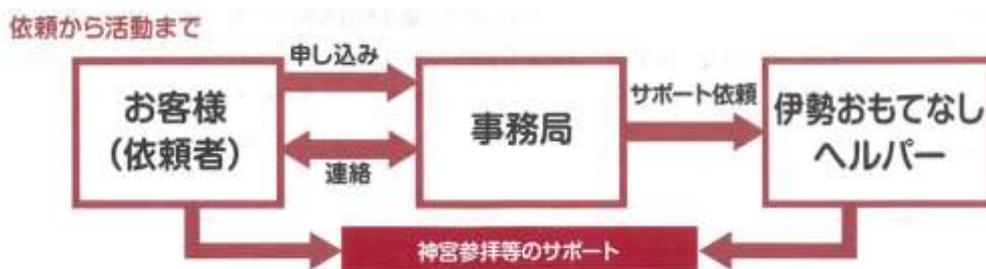
■概要

伊勢市を訪れる多くの障がい者・高齢者の方にいつでも安心して伊勢神宮内宮を参拝していただくため、車いすでの参拝をサポートする有償ボランティアの取組です。平成28年度からボランティアの募集及び養成を進め、平成29年2月にサービス提供を開始し、令和4年度にはサービス拡大を目的にヘルパーの増員を実施しました。今後も将来に向けて持続可能な体制・運営を維持するとともに、市内の他地域でのサポートや新たなサービス提供を行う等、活動の拡大も視野に入れて取り組んでいきます。

■取組主体

伊勢おもてなしヘルパー推進会議

（伊勢市・伊勢市観光協会・伊勢商工会議所・伊勢おはらい町会議・皇學館大学
・伊勢志摩バリアフリーツアーセンター）



③障がい者サポーター制度

■概要

これまで障がいについて知る機会がなく、障がいのある人と接する機会がなかった市民に、サポーターの活動を通して障がいへの理解を深めてもらうことにより、障がいのある人への支援へとつなげる取組です。

●障がい者サポーター

様々な障がいの特性や障がいのある人が困っていること、それぞれ必要な配慮を理解し、日常生活において配慮を実践する人々のことです。障がい者サポーターになるためには、研修会に参加し、市に登録すれば誰でもなることができます。障がい者サポーターに登録された人には、障がい者福祉などに関する情報提供や、イベント情報、研修会の案内などを行っています。

●障がい者キッズサポーター

市内の小学生を対象に、障がいについて理解を促進するために障がい者キッズサポーターの出前授業を行っています。子どもの頃から障がいの特性や障がいのある人が困っていることについて学ぶことにより、差別や偏見を持たずに助け合いができる、未来の障がい者サポーターの担い手を育成しています。

●障がい者サポート企業・団体

障がい者サポート制度の普及などに積極的に協力していただける企業や団体を、障がい者サポート企業・団体として認定します（認定要件あり）。

認定された企業・団体には、市より認定証を交付し、ホームページ等で紹介しています。



障がい者サポーターシンボルマーク

④豊かな心を育む体験交流活動推進事業

■概要

社会を取り巻く情勢は、少子・高齢化、経済や社会のグローバル化、急速な技術革新に伴う超スマート社会など、大きく変化しています。子どもたちがこのような社会で成長していく中で、自然や環境について学んだり、福祉やボランティア等に関する体験活動を行ったりすることで豊かな心を育むことが必要とされています。児童生徒・幼児が体験活動等を通して、考え、気づき、行動する活動を推進する事業として、平成31年度より進めています。

■主な取組

●事業推進校における取組（社会参画力向上推進事業）

自然や環境、文化、福祉やボランティア等に関する体験学習、また地域の方とのふれあいを通じた体験活動など、それぞれの学校の創意工夫を生かした学習を通して、児童生徒・園児が考え、気づき、行動する取組を推進します。また、幼稚園においては、地域のよさや愛着を感じることができるよう活動を推進します。令和4年度は、地域の海での浜掃除や、地域の河川で清掃を行ったりするボランティア活動を行っています。また、校区のユニバーサルデザインについての調べ学習を行ったり手話体験や点字体験を行ったりする等、小学校13校、中学校5校、幼稚園1園の計18校・1園で取組を実施しています。

●いのちの学習の実施

中学生が赤ちゃんとふれあったり、助産師、保健師等からいのちについての講義を聞いたりすることで、他者への関心や共感能力を高める機会とします。また、赤ちゃんを身近な存在として意識し、育児への興味関心を持たせることも目的としています。令和2年度～令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、赤ちゃんとのふれあいは中止となりましたが、助産師、保健師、思春期保健相談士等からいのちについての講話を聞き、自分や他者を大切に学習を実施しています。

⑤授業のユニバーサルデザイン化事業

■概要

「授業のユニバーサルデザイン」とは「配慮の必要な児童生徒にとって、なくてはならない支援」であり、「全ての児童生徒にとって、あると便利な支援」です。学校生活や学習活動の中で、ユニバーサルデザインの視点で環境整備や授業づくりを見直すことで、全ての児童生徒にとっての「分かる、できる」を保障する授業づくりを行うことをめざします。令和4年度は、小中学校3校に委託し、授業のユニバーサルデザイン化の研究を進めています。

【用語の解説】

●バリアフリー

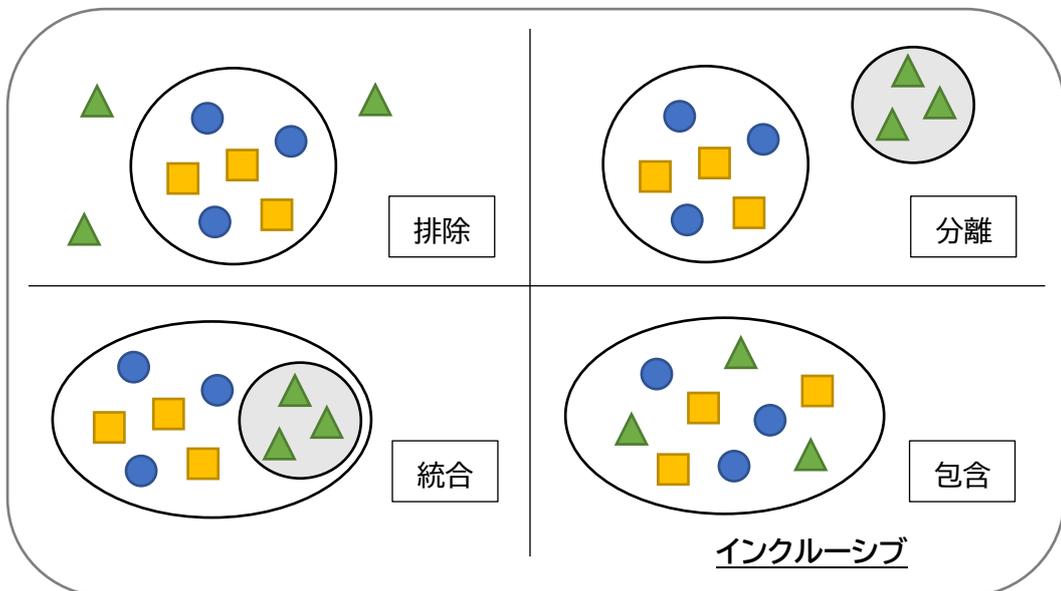
障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

●インクルーシブ

英語で「エクスクルージョン (exclusion)」＝「排除」の反対語が「インクルージョン (inclusion)」＝「排除しない (包含)」。インクルーシブとは、排除や分離をすることなく、『みんないっしょに』という考え方。(下図参照)



第4章 バリアフリー化の推進に向けて

■市民、施設設置管理者等、行政との協働による推進

バリアフリー化の実現には、市民、施設設置管理者等、国、県、市がそれぞれの役割を分担するとともに、相互に協力してバリアフリー化を図っていくことが重要です。

基本構想策定後は、各施設設置管理者および公安委員会が基本構想に即して、事業を実施するための特定事業計画またはその他事業計画を策定します。それらの事業計画の作成にあたっては、高齢者や障がい者等をはじめとする利用者の意見が計画内容に反映されるように努めます。事業の実施にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検、その後の事業への反映等の仕組みを確立することが必要です。

また、高齢者や障がい者をはじめとする配慮が必要な方々へのサポートや、配慮が必要な方々の状況や特性に対する市民ひとりひとりの理解を深め、行動へとつなげていくために、本基本構想に記載したソフト面での取組などを通じて、市民に対する啓発活動、情報発信を行っていきます。

【参考】バリアフリー法に基づく国の基本方針に規定された関係者の責務

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">● 心のバリアフリーの促進<ul style="list-style-type: none">・ バリアフリー化の必要性について、理解を深めること・ 高齢者、障がい者等の施設の円滑な利用に積極的に協力すること
施設設置管理者等	<ul style="list-style-type: none">● 施設および車両等のバリアフリー化のために必要な措置● 利用者に対する適切な情報の提供● 職員等関係者に対する適切な教育訓練
国	<ul style="list-style-type: none">● 関係者と協力しての施策の持続性かつ段階的な発展（スパイラルアップ）● 心のバリアフリーの促進● バリアフリー化に関する情報提供
県・市	<ul style="list-style-type: none">● 関係者と協力しての施策の持続性かつ段階的な発展（スパイラルアップ）● 心のバリアフリーの促進● バリアフリー化に関する情報提供● バリアフリー化のための事業に対する支援措置

【参考資料】

■伊勢市バリアフリー基本構想策定協議会要綱

（設置）

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に関する協議を行うため、法第26条第1項に基づき伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 伊勢市
- (2) 法第2条第3号に規定する施設設置管理者
- (3) 三重県公安委員会
- (4) 高齢者又は障害者の関係団体
- (5) 商工又は観光の関係団体
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（事務局）

第3条 協議会に、その事務を処理させるため事務局を置く。

2 事務局は、伊勢市都市整備部都市計画課をもって充てる。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

■伊勢市バリアフリー基本構想策定協議会 名簿

敬称略

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	笠原 正嗣	皇學館大学 現代日本社会学部 教授	会長
施設設置 管理者	水谷 亨	三重県伊勢建設事務所 事業推進室 室長	
	谷口 正明	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 管理部企画課 課長	
	元濱 浩人	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部名古屋統括部施設部 工務課長	
	水谷 賢	三重交通株式会社 伊勢営業所長	
三重県公安 委員会	宮崎 利章	三重県公安委員会 (代理：三重県伊勢警察署 交通第一課長)	
高齢者・ 障がい者 団体代表	中森 忠司	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 中部支所 地域福祉課 課長	
	酒徳 和之	伊勢市障害者団体連合会 監事	
	村井 正治	伊勢市視覚障害者福祉会	
	前島 賢	伊勢市老人クラブ連合会 会長	
商工・観光 関係団体 代表	野口 あゆみ	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター事務局長	副会長
	西村 純一	公益社団法人 伊勢市観光協会 専務理事	
	中村 哲也	伊勢商工会議所 建設業部会 部会長	
伊勢市	江原 博喜	伊勢市健康福祉部長	
	佐々木 一晃	伊勢市産業観光部長	
	荒木 一彦	伊勢市都市整備部長	

(令和4年度策定時点)

■伊勢市バリアフリー基本構想策定協議会 開催記録

回	開催日	内容
第1回	令和4年7月22日	・委員紹介および会長・副会長の選出 ・伊勢市バリアフリー基本構想について ・今後の予定
まち歩き (現地確認)	令和4年8月5日	・伊勢市駅方面ルート（ルート1） ・宇治山田駅方面ルート（ルート2） 参加者 27名 (協議会委員15名、委員随員2名、伊勢市職員10名)
第2回	令和4年9月8日	・伊勢市バリアフリー基本構想（案）について
第3回	令和4年10月27日	・伊勢市バリアフリー基本構想（案）について
第4回 【予定】	令和5年1月18日	・パブリックコメントの結果報告 ・伊勢市バリアフリー基本構想（案）について

■伊勢市バリアフリー基本構想庁内検討会 名簿

部名	課名	役職	氏名
健康福祉部	福祉総務課	課長	辻村 好浩
健康福祉部	高齢・障がい福祉課	課長	奥野 修司
産業観光部	観光振興課	課長	小林 進
産業観光部	商工労政課	課長	東世古 幸久
都市整備部	都市計画課	課長	中村 哲也
都市整備部	交通政策課	課長	平見 典彦
都市整備部	基盤整備課	課長	見並 卓也
都市整備部	維持課	課長	濱口 新

(令和4年度策定時点)

伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】

令和 5年 月 日策定

伊勢市都市整備部都市計画課【事務局（窓口）】

伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL:0596-21-5591 FAX:0596-21-5585